

2020.9

秋

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

Q. 医師の有給休暇(以下、有休)が取得されず、困っています。 どうしたら良いですか？

2019年4月の「働き方改革関連法」施行により、年10日以上有休のある従業員には5日以上有休を取得させることが使用者に義務づけられました。この義務は、医師についても適用されるため、医師の有休が取得されない場合には困った事態となります。

まずは有休取得状況の把握が必要となります。医師への対策では医師個々の意識改革を図るため、経営層から有休取得の重要性や必要性を繰り返し情報発信することが重要で

す。また、日頃からの声掛けも有効といわれています。ただ、有休をとりたくても取得できない状況も多く、複数主治医制などの推進や当直の運用上の工夫、地域での医療連携など有休を取得しやすい環境を整えていくことも必要です。このような環境づくりが医師の離職を防止し、医師の増員にもつながっていくものと考えられます。

今後、医師も気持ちよく有休をとれる環境づくりがますます重要になっていくと考えられます。



🌰 有休取得状況の把握

- ・申請、取得一覧の作成
- ・管理職等への周知

🌰 医師の意識改革

- ・経営層からの情報発信
- ・日頃からの声掛け

🌰 有休をとれる体制づくり

- ・複数主治医制、チーム主治医制等の推進
- ・計画年休の導入
- ・地域での医療連携
- ・医師の増員...



☒ 勤務環境改善策『意識改革、有休のとれる体制づくり』

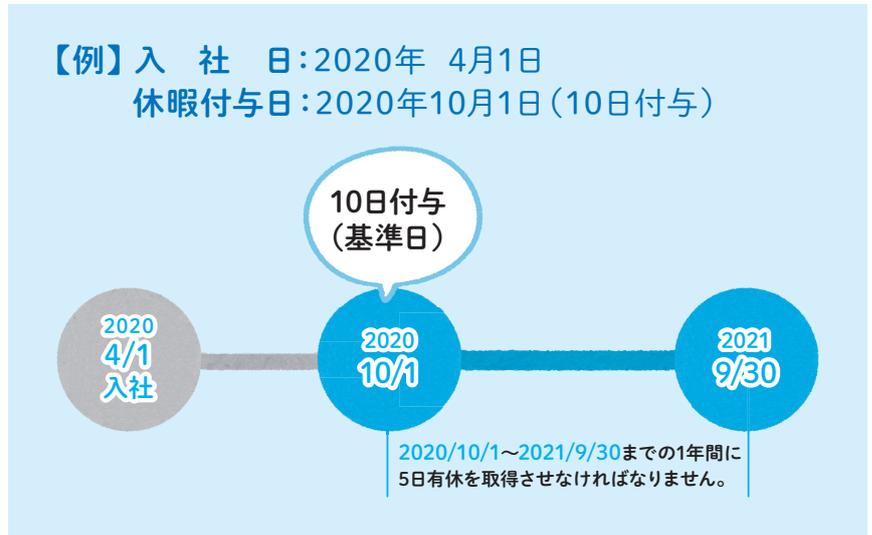
いさサポ <https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/> などを参考に作成

Check

年5日の年次有給休暇(以下、有休)の取得について

法定の有休が10日以上付与される労働者には、年5日の有休を労働者に取得させることが、使用者の義務となります。使用者は付与した日(基準日)から1年以内に5日について時季を指定して有休を取得させなければなりません。また、時季を指定する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法等について就業規則に記載しなければなりません。違反した場合には、罰則が科されることがあります。

なお、対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。



厚生労働省「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説(2019/3)」より抜粋、編集

最近の活動

「アドバイザー連絡会議」の開催



令和2年7月、医療機関への支援をより効果的、効率的にしていくため、医療労務管理アドバイザー(令和2年4月より(公社)広島県労働基準協会)と医業経営アドバイザーが、最近の活動や懸案事項など定期的に情報交換する会議を新たなメンバーにて開催しました。

医療機関への訪問

平成28年1月から開始した医療機関への訪問支援は、平成30年1月~平成31年3月に5施設延べ5回、平成31年4月~令和2年3月に4施設延べ7回実施しました。負担の少ない簡便なアンケート(右図)等を用いて、勤務環境改善を支援しています。

勤務環境の改善に関する相談がありましたら、下記電話番号までお願いします。

●勤務環境チェックシート(OK様式)		部署:
チェックポイント		○△×
1	有給休暇を希望どおりにとることができる。	
2	くつろげる休憩場所があり、適切に休憩をとることができる。	
3	保育や介護のことで困っていない。	
4	残業、夜勤、当直等で疲弊していない。(手当も含めて)	
5	日々、ぐっすり睡眠をとれている。	
6	身体も心も、健康的な環境で仕事ができている。	
7	職場で質のよい食事(栄養、安全、手ごろな価格...)をとることができる。	
8	健康診断を定期的に受けている。	
9	暴力・暴言、クレーム対策がしっかりしていると思う。	
10	パワハラ、セクハラ、いじめ等で困ったり、不快なことはない。	
11	補助職(医療ケア、看護補助、パート/アルバイト等)が効果的に導入されていると思う。	
12	仕事量がちょうどよい。(忙しすぎない、ひま過ぎない)	
13	職場安全(医療安全など)の対策がしっかりしており、安心できる。	
14	普段、職場でコミュニケーションが上手くとれていると思う。	
15	5S(整理、整頓、掃除、清潔、しつけ)の風土がある。	
16	どちらかというところ、いつも笑顔である。	
17	顧客(患者さん、職場スタッフなど)に喜ばれることが多い。	
18	昇格、昇給、給与、手当など、人事評価に納得している。	
19	希望する研修や学会に参加することができる。	
20	自身も、職場も、将来は明るいと感じる。	

※使用、転載等の際は、必ずセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内

TEL:082-513-3056

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)